



平成4年3月15日

〒250 小田原市荻窪300番地

編集発行 小田原市総務部行政総務課

☎33-1288 (行政情報センター)

プライバシーを守るために

個人情報保護制度4月1日からスタート



市では、昨年九月に「小田原市個人情報保護条例」を制定し、施行に向けて準備を進めてきましたが、四月一日からこの制度がスタートすることになりました。

市は、市民のみなさんにいろいろな届出をしてもらっています。

例えば、赤ちゃんが生まれたときの出生届、結婚したときの婚姻届、また、一年間の所得を申告する市民税・県民税申告書などがあります。

そして市では、これらの届出をもとに、各種の台帳を作成し、事務を行っております。

このように、市の仕事は、市民のみさんの生活と深い関わりを持っております。そのため、市には、みんなの「個人にかかるデータ」がたくさん保管されています。

これまで、市が保管する「個人にかかるデータ」は、地方公務員法などに規定される職員の守秘義務により保護が図られてきましたが、このたび条例として法的にも市民のプライバシーを保護していきます。

制度のあらまし

☆一つは、市がみなさんからお預かりしている個人情報の保護を図るために適正な取扱いについて具体的なルールを定めました。

個人情報保護制度は、みなさん のプライバシーを守るための制度ですが、二つの目的があります。

この制度を実施する機関は



市のすべての機関です。

個人情報とは

市で取り扱っている氏名・住所・病歴・所得など個人に関するすべての情報です。

個人情報保護運営審議会

制度の適正・円滑な運営を図るため、制度の重要な事項について審議します。



取り扱わないものは

報は、法令の定めがあるときなどを除いて取り扱いません。

収集するときは

収集目的をはつきりさせ、必要以上のものは、収集しません。原則として本人から収集します。

コンピュータ結合は

市役所のコンピュータとそれ以外のコンピュータとはつなぎません。つなぐときには、審議会の意見を聴きます。

登録簿

個人情報を取り扱う事務の内容が登録され、行政情報センターで自由に見ることができます。

管理は

正確で最新のものとし、必要がなくなつたときは、速やかに廃棄します。

利用は

収集した個人情報は、内で利用します。

各実施機関



請求書の送付

窓口
(行政情報センター)
受付・窓口



請求

請求者
本人
(個人情報が記録
されている人)



請求から
開示(訂正)
までの
手続

訂正の実施

個人情報保護

☆もう一つは、みなさんが、自分の情報を確認したり、事実と違うと思う情報については訂正を求めることもできるという権利を明らかにしたものですね。

ここでは、この制度のあらましをお知らせします。

制度が利用できる人は



市が管理している自分の個人情報が記録されている人

開示、訂正の決定は、通知書によりお知らせします。

- 開示の請求日から15日以内に開示するか、しないかを決定します。
- 訂正の請求日から31日以内に訂正するか、しないかを決定します。

例外的にお見せできない個人情報もあります。

- 法令の規定により、お見せできないとされているもの
- 個人の指導、診断、評価、選考などに明らかに差し支えができるあるもの
- お見せすることにより、市の機関の公正または円滑な行政執行を妨げると認められるもの

請求できることは

- 自己の情報を見ること。
- 自己の情報の内容が、事実と違うと思う場合に、それを訂正すること。
- 一定のルールと違つた自分の情報の取扱いに対して正しく直すように申し出ること。

請求の方法は

- 行政情報センターに用意してある請求書に住所・氏名・個人情報の内容などを記入して出してください。
- 本人であることを確認できる運転免許証、健康保険証などをお持ちください。

お願い

市民や事業
さんも、個
要性を認識
護に御協力

決定に不服のあるときは

個人情報の開示または、訂正を認められなかつた場合、60日以内に異議申立てができます。

個人情報保護審査会

異議申立てがあつた場合、実施機関の判断が正しいかどうかを公正な立場から審議します。

窓口
(行政情報センター)



開示の実施
(閲覧・写しの交付)

請求者



決定通知

市で持っている公文書も見ることができます。

公文書公開制度



—市民の知る権利のために—

市では、平成元年度から、公文書公開制度を実施しております。この制度は、市で持っている公文書を、市民のみなさんの請求に応じて、できる限り公開し、市政に対する市民のみなさんの理解を深め、市政への参加を一層進めるものです。

Q & A 質問コーナー



この制度は、だれでも利用できますか。
市民、市内に事業所等のある方、市内に通勤通学する方、本市に市税を納めている方、本市の行政に利害関係のある方は、だれでも利用できます。

Q 請求した公文書は、いつ見られますか。
A 原則として15日以内に、その文書の公開ください。ここに公文書公開の請求書があります。

行政情報センターで見ていただきます。
また、請求したのに公開されず、納得がいかない場合は、60日以内に異議申立てをすることができます。

この異議申立てがあつたときは、「小田原市公文書公開審査会」の意見を聴いて、異議申立てに対する決定をします。

Q 請求するには、どこに行けばいいですか。
A 市役所4階の行政情報センターへお越し下さい。ここに公文書公開の請求書があります。

Q 請求した公文書は、すべて公開されますか。
A 公文書公開制度は、公開を原則としていますが、個人に関する情報や、市の行政の円滑な執行に著しい支障があるあそれのある情報など、公開できない情報もあります。

Q どんな情報が請求できますか。
A 市の職員が職務に関して作成したが、または得た公文書で、市内部の処理が終了したもののが公開請求の対象となります。

この制度は、だれでも利用できますか。

行政情報センターの御案内

行政情報センターでは、公文書公開及び個人情報の開示の受付や相談のほか、刊行物などによる情報の提供を行います。

利用時間(日、祝日、閉院日を除く)

- | | |
|------|-----------------|
| ○月～金 | 午前8時30分～午後5時 |
| ○土 | 午前8時30分～午後0時30分 |



主な行政資料

- 小田原市刊行物
- 各種統計資料
- 神奈川県公報、官報
- 市議会議案、会議録
- 市、県の条例・規則集
- その他

有償刊行物の販売

- 小田原市史
- 統計要覧
- 市勢要覧
- 文化財調査報告書
- 辻村植物公園の四季
- その他

文書目録コーナー

- 公文書目録
- 個人情報取扱事務登録簿

コピーライフ

資料の写しを御希望の方には、有料でコピーサービスをいたします。

お問い合わせ

小田原市役所4階行政情報センター

電話 (33) 1288